

# 長野県西駒郷指定管理者候補者の選定結果

健康福祉部障がい者支援課

長野県西駒郷については、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。  
今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

## 記

### 1 施設名

長野県西駒郷

### 2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 利用者の利用に関する業務
- (2) 利用者に対する障害者総合支援法第5条第7項、第8項、第11項、第13項から第15項まで及び第17項から第21項に規定する障害福祉サービスの供与
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

### 3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名  
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (2) 所在地  
長野県長野市若里七丁目1番7号
- (3) 代表者名  
理事長 和田 恭良

### 4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

### 5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別  
非公募
  - ア 障害者施設の西駒郷では、障がい者である利用者と支援を行う職員との人間関係が密接であるため、支援の継続性に十分配慮する必要があること。
  - イ 利用者の高齢化・障がいの重度化が進む中で、安定したより良いサービスを提供していくためには、長期にわたって運営に携わってきた（社福）長野県社会福祉事業団の経験と専門性を活用することが有効であること。
  - ウ 利用者の地域生活移行を円滑に進めていくために重要となる利用者及び保護者との信頼関係が既に構築されていること。

(2) 申請者名

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

(3) 選定委員会による選定

「健康福祉部指定管理者選定委員会」を設置し、平成30年10月18日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

審 査 基 準	配点	(社福)長野県社会福祉事業団 (候補者)
		8.4
法人の資格・要件、経営基盤	10	8.4
施 設 の 運 営 方 針	20	16.8
サ ー ビ ス の 内 容	30	26.4
施 設 管 理 の 内 容	20	15.2
収 支 計 画 の 内 容	20	14.4
計	100	81.2

7 選定理由

候 補 者：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

審 査 点：81.2点

選定理由：・重度で高齢障がい者及び高齢保護者にとって、ますます利用価値を増している。

- ・これまでの運営経験に加え、入所者の高齢化、重度化に対応するための研修等に力をいれていて適切な処遇が期待できる。

8 指定議案提出予定時期

平成30年11月議会